

工事名：新港ふ頭11号岸壁背後護岸工事 (R2-2)

質問内容	事業損失防止施設費について
	1. 汚濁防止膜は「連続フロートφ300 カーテン生地引張強度 1000 未満」とあります。「汚濁防止膜規格の選択」には連続フロート 1000 未満はありません。単独フロート 1000 未満の事ですか。？それとも、連続フロート 1000 以上 2000 未満の事ですか。？ご教示願います。
	2. 図面記載のカーテン長さ、及び各スパンの供用期間をご教示願います。
	カーテン長さ 4.0m 2スパン 供用期間=
	カーテン長さ 5.0m 1スパン 供用期間=
	カーテン長さ 8.0m 1スパン 供用期間=
	カーテン長さ 9.0m 1スパン 供用期間=
	カーテン長さ 10.0m 1スパン 供用期間=
	カーテン長さ 12.0m 10スパン 供用期間=
	※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。

1. 連続フロートの1000未満は誤りで、連続フロートの1000以上2000未満に訂正します。

2. 以下のとおりです。

カーテン長さ	4.0m	該当なし
カーテン長さ	5.0m	該当なし
カーテン長さ	8.0m	1スパン 供用期間=215日
カーテン長さ	9.0m	該当なし
カーテン長さ	10.0m	1スパン 供用期間=215日
カーテン長さ	12.0m	5スパン 供用期間=215日

現場説明における条件明示

特記事項	内 容
1. 工 程	<p>1 新港ふ頭11号岸壁背後護岸工事（R2-1）工事と隣接して施工を行うことから、相互に連絡調整を密にすること。</p> <p>2 海上工事に必要な海上保安庁第十一管区海上保安本部への手続き、港湾施設使用許可の手続き等、関係機関への手続きを遅滞なく行うこと。また、埋立開始時までに、沖縄県に事業行為通知書を提出し、許可を得ること。</p> <p>3 捨石投入前には汚濁防止膜を設置すること。</p> <p>4 護岸先端は隣接工区との工事接合部になっており、施工調整を行うこと。</p>
2. 工事仕様	<p>1 基礎捨石（5～200kg/個）及び被覆石（1000kg/個）は白石とする。</p> <p>2 白石の材質は、JIS A 5006割ぐり石（硬石）の物理的性質を満足し、比重は2.2以上とする。</p>
3. 安全対策	<p>1 石材、埋立土砂の搬入時に交通整理員を計上している。必要となる箇所については監督職員と協議し決定すること。</p> <p>2 海上作業に際し、作業員の落水対策を十分に行うこと。</p>
4. 公害・環境対策関係	<p>1 建設機械の整備不良による振動の発生を防止するため、整備・点検を徹底すること。</p> <p>2 建設機械の稼働及び資機材運搬車両の走行の際は、アイドリングストップを励行し、建設機械に過剰な負荷をかけないようすること。</p> <p>3 汚濁防止膜については、展張中は毎日工事実施前に汚濁防止膜に破損等異常がないか確認すること。破損等異常が確認された場合、速やかに補修すること。</p> <p>4 本工事において、捨石投入時等について、濁度監視を行い作業を行うこと。 監視内容はSS値（濁度から換算）とし、汚濁防止膜の外側におけるSS値の工事監視基準は3mg/Lとする。</p> <p>5 捨石投入時及び土砂搬入時等に、周辺へ粉塵対策を講じること。</p>
5. 積算条件	<p>1 本工事設計書は令和3年1月時点の港湾工事積算基準、労務単価、資材単価等に基づき作成している。</p> <p>2 本工事設計書の工種区分は、「構造物工事（港湾）」として間接費（共通仮設費、現場管理費）を計上している。</p> <p>3 本工事の間接費（共通仮設比率・現場管理比率）は、施工地域区分を「重要港湾・地方港湾(1)」として補正している。</p> <p>4 土砂盛土について、HWL以下は他工事受入を想定し、積算数量はHWL以上の数量を計上している。 埋立土は、那覇港新港ふ頭内のヤードに仮置きしている土を想定している。運搬距離は0.3km以内で積算している。</p> <p>5 汚濁防止膜は、標準タイプとして市場単価カーテン生地引張強度1000未満、連続フロートφ300で計上している。丈長、 スパンは図面参照。 1000以上2000未満</p> <p>6 本工事の間接費（一般管理費率）は、契約保証に係る補正率を「金銭的保証」として補正している。</p>